

南九州市教育大綱

令和3年度～
令和7年度

人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市

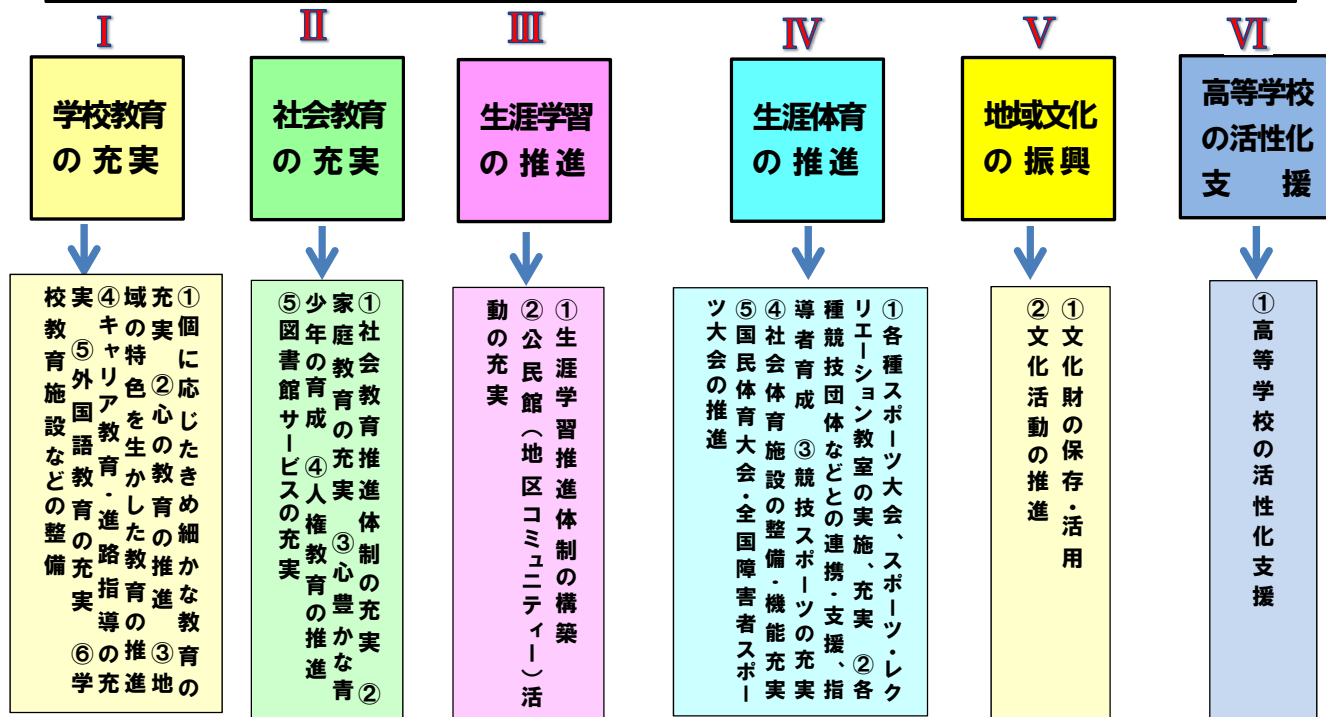
政策（教育文化）心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり

「基礎・基本」の定着を基盤に、国際理解教育、情報教育、環境教育をはじめ、安心・安全な「食」のまちづくりの基本となる食育、郷土のよさを活かしたきめ細かな教育の充実やこころの教育を推進し、生きる力や創造力と豊かな心を育む学校教育の充実に努めます。教育の原点は家庭であるという自覚のもと、家庭教育支援条例に基づき、家庭教育や幼児教育をはじめ、世代間交流を促進し、家庭・学校・職場・地域などが一体となった青少年の健全育成に努めます。

本市の持つ豊かな自然・文化・歴史・農林水産物などの学習資源を活かし、幼児から高齢者まで対応した生涯学習機会の充実や、それを支える指導者やボランティア団体との連携を図り、だれでも身近に生涯学習へ参加できる体制の構築に努めます。

長い歴史に育まれてきた文化財や伝統行事などの保存・継承・調査・活用に努めるとともに、多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図ります。

教育政策の基本目標実現に向けた6つの方向性



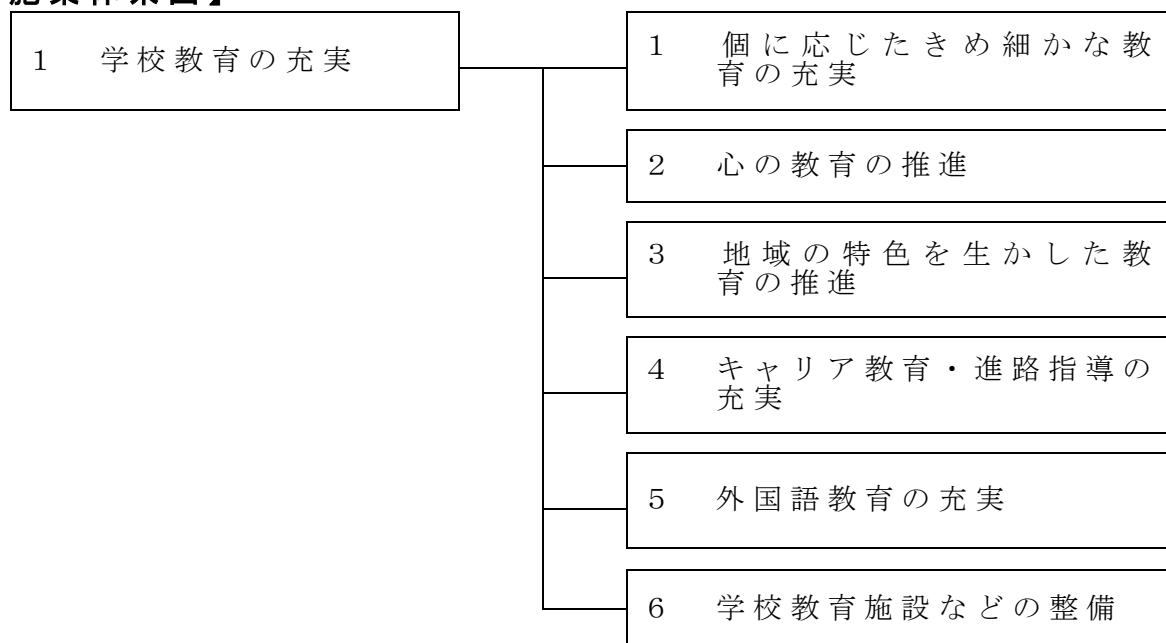
第3期南九州市教育振興基本計画

I 学校教育の充実

【基本方向】

- 個に応じたきめ細かな指導と、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。また、教育の情報化を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 道徳教育を中心とした心の教育を推進するとともに、人権教育や一人一人の心に届く生徒指導を推進します。
- 郷土（県・市）のよさを生かした学習活動を重視し、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。
- キャリア教育、進路指導を充実し、幼・小・中・高の連携を図ります。
- 国際社会の中で、日本人としての自覚をもち、主体的に生きていくために語学力やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 学校給食の安定した提供と児童生徒の食育指導を推進します。
- 安全・安心な学校教育関係施設の計画的な整備を進めます。
- 南九州市立小学校のあり方に関する基本方針（令和元年9月）に基づき、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に取り組めます。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 個に応じたきめ細かな教育の充実

- (1) 「基礎・基本」の確実な習得と活用力の育成及び主体的に取り組む態度の育成
- (2) 体力・運動能力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 教育の情報化の推進

2 心の教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 積極的生徒指導の推進
- (3) スクールカウンセラーなどによる相談活動の充実
- (4) 人権教育の充実

3 地域の特色を生かした教育の推進

- (1) 郷土教育の充実・振興
- (2) 地域に開かれた特色ある学校教育の推進
- (3) 学校給食センター運営の充実

- (4) 地場産物を使用した安心安全な給食の提供
- (5) 学校給食費の助成

4 キャリア教育・進路指導の充実

- (1) キャリア教育の充実
- (2) 啓発的な体験学習の推進

5 外国語教育の充実

- (1) 国際共通語としての英語力の向上

6 学校教育施設などの整備

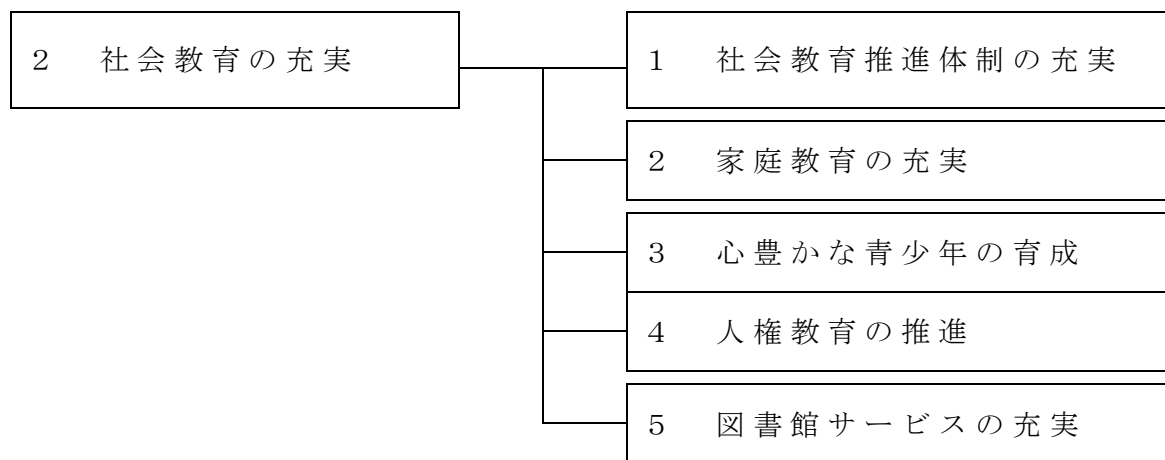
- (1) 校舎・屋内運動場などの整備
- (2) 屋外運動場などの整備
- (3) 南九州市立小学校のあり方に関する基本方針に基づく教育活動の支援

II 社会教育の充実

【基本方向】

- 社会教育委員の会議の充実と，社会教育関係団体の育成及び連携，職員の資質向上に努め，効率的，効果的な社会教育行政の推進を図ります。
- 教育の原点である家庭教育力の向上を目指して，様々な機会を活用した家庭教育に関する講座の実施など，家庭教育を支援する総合的な取組を行います。また，「南九州市家庭教育支援条例」の円滑な推進を図ります。
- 心豊かでたくましい青少年の育成を図るために，家庭・地域・学校及び行政が連携を密にして，様々な体験活動や文化活動，伝統芸能継承活動などを支援していきます。
- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への市民の正しい理解のもと，全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。
- 市民への学習支援を図るために，図書館サービスの充実に努めます。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 社会教育推進体制の充実

- (1) 社会教育委員の会議の充実
- (2) 社会教育関係団体の育成・連携
- (3) ボランティア活動の推進

2 家庭教育の充実

- (1) 子育て支援のための施策体系づくり
- (2) 家庭教育講座の実施
- (3) 保護者の教育力の向上
- (4) 「南九州市家庭教育支援条例」の円滑な推進

3 心豊かな青少年の育成

- (1) 世代間交流の推進
- (2) 地域ぐるみの青少年育成の推進
- (3) 青少年交流事業の推進

4 人権教育の推進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 人権に関する学習の充実

5 図書館サービスの充実

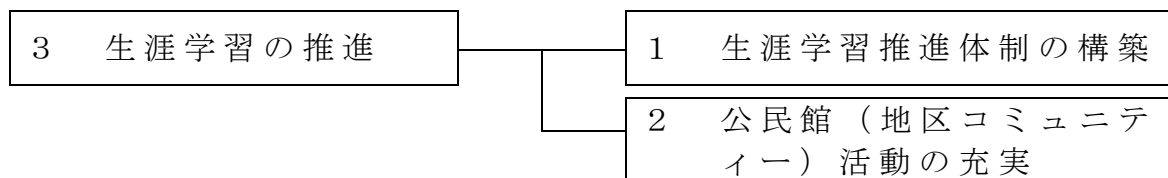
- (1) 図書館サービスの充実

Ⅲ 生涯学習の推進

【基本方向】

- 生涯学習講座メニューの充実，指導者の育成・確保などを図り，充実した生涯学習推進体制の構築を図ります。
- 市民が身近に参加できるように，地域と連携し，公民館（地区コミュニティー）活動の充実を図ります。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 生涯学習推進体制の構築

- (1) 生涯学習講座メニューの充実
- (2) 指導者の人材確保・育成
- (3) 自主講座グループの育成・支援
- (4) 文化祭の実施

2 公民館（地区コミュニティー）活動の充実

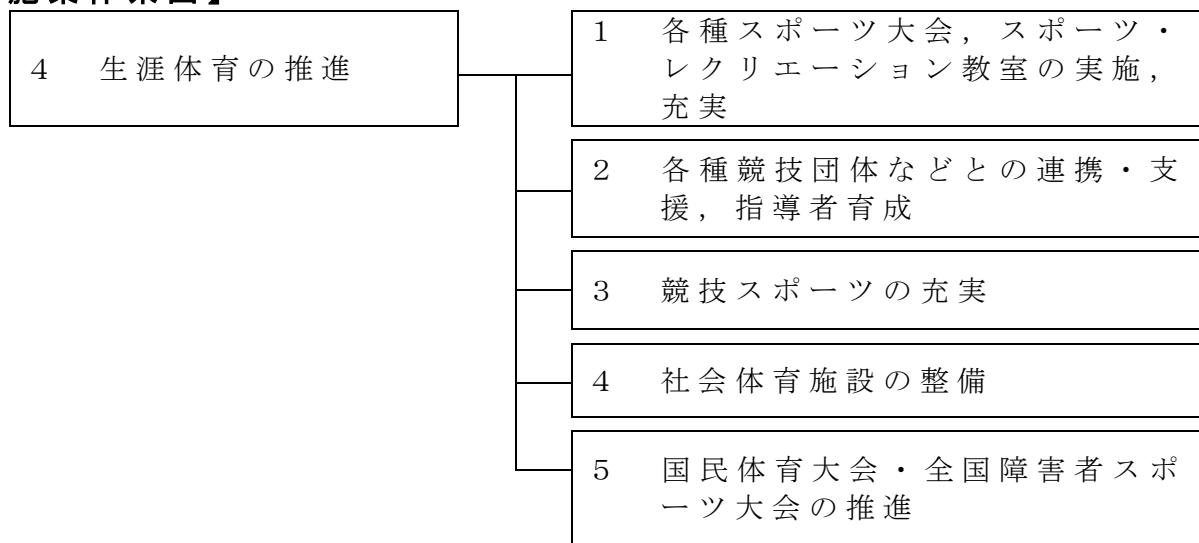
- (1) 生涯学習講座による地域づくり
- (2) 地域関係団体との連携
- (3) 学習発表会などの実施
- (4) 地区公民館（地区コミュニティー）の機能充実

Ⅳ 生涯体育の推進

【基本方向】

- スポーツ基本法に基づき、スポーツを通じて次代を担う青少年の体力を向上させ、市民が自発的にスポーツに親しむ機会を確保し、地域の活性化を図りながら、生涯体育の定着を目指します。
- 市民それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種スポーツ教室やニュースポーツ等の普及・定着を図ります。
- 社会体育施設の整備・機能充実に努めるとともに、指導者・競技団体組織の育成・強化を推進し、国体出場と県民体育大会の上位入賞を目指して競技力向上を図ります。

【施策体系図】



【施策の展開】

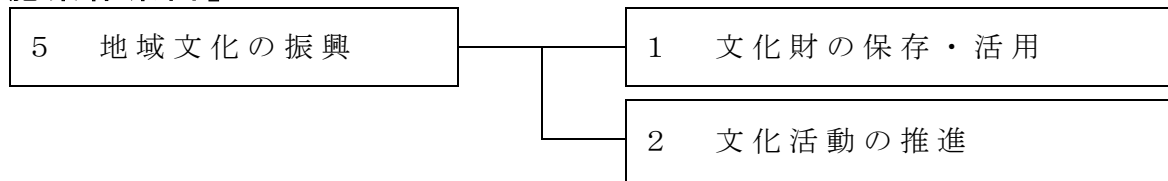
- 1 各種スポーツ大会，スポーツ・レクリエーション教室の実施，充実**
 - (1) 市統一大会の充実
 - (2) 各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催
 - (3) 総合型地域スポーツクラブ活動の展開
- 2 各種競技団体などとの連携・支援，指導者育成**
 - (1) 体育協会及び各種競技団体のサポート
 - (2) スポーツ少年団活動の支援
- 3 競技スポーツの充実**
 - (1) 競技スポーツ団体・選手・指導者の支援
- 4 社会体育施設の整備**
 - (1) 社会体育施設の整備・機能充実
- 5 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の推進**
 - (1) 大会の成功と市民総ぐるみのスポーツによるまちづくりの推進

V 地域文化の振興

【基本方向】

- 市内の文化財を次代へ引継ぎ，特色ある豊かな文化の創造に役立てるために，歴史的文化遺産や伝統文化の調査，記録，指定などを適切に行いながらその保存活用を図ります。
- ミュージアム知覧をはじめとする文化財施設の適切な管理運営に努めるとともに，文化財の展示や情報発信などを通して，文化財に親しむ機会の拡充や文化財保護の普及・啓発活動を推進します。
- 多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の推進を図ります。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 文化財の保存・活用

- (1) 文化財の保存・伝承活動への支援強化
- (2) 重要史跡などの整備
- (3) 伝統的建造物群保存地区の保存・整備の推進
- (4) 資料館などの展示内容・学習機会の充実
- (5) 文化財保護の普及・啓発活動の推進

2 文化活動の推進

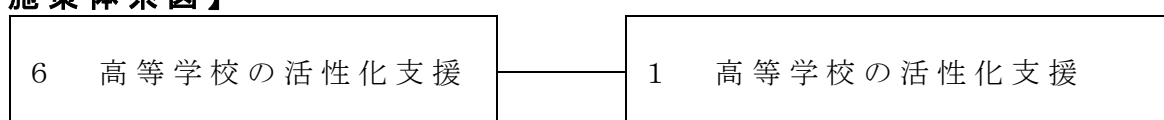
- (1) 地域の特性を生かした文化活動の推進
- (2) 自主文化事業の実施と推進
- (3) 文化関連団体への活動支援
- (4) 文化施設などの機能充実

Ⅵ 高等学校の活性化支援

【基本方向】

- 社会の変化や時代のニーズに応える特色ある教育を実施し，生徒数の確保に努めている3県立高等学校の取組を支援するとともに，進学者の選択肢を確保していくために，3県立高等学校の存続や活性化に努めます。
- 3県立高等学校への進学を促進するために必要な小・中・高等学校間の情報の共有や連携した取組を推進します。

【施策体系図】



【施策の展開】

1 高等学校の活性化支援

- (1) 南九州市進路指導連絡協議会を通した小・中・高の連携
- (2) P R 活動などの支援